

弘前市福祉有償運送運営協議会委員名簿

(任期：令和3年2月1日～令和5年1月31日)

区分	所属団体	役職	氏名	協議会職名
学識経験のある者	弘前学院大学社会福祉学部	教授	オガワ ユキヒロ 小川 幸裕	会長
福祉有償運送を利用する立場にある者				副会長
タクシー事業関係者	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	シモヤマ キヨシ 下山 清司	委員
福祉有償運送事業関係者	弘前市社会福祉協議会	総務課長	シヅエ ヨシタカ 溝江 義孝	委員
青森運輸支局長の指名を受けた職員	青森運輸支局	首席運輸 企画専門官	スズキ リョウイチ 鈴木 良一	委員
市の職員	弘前市都市整備部	部長	アマナイ けん 天内 隆範	委員

1. 自家用有償旅客運送について

資料2

1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。
(※) ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

2. 自家用有償旅客運送を実施する者

- ・ 自家用有償旅客運送は以下の団体等が主体となって実施することができます。

自家用有償旅客運送の種類

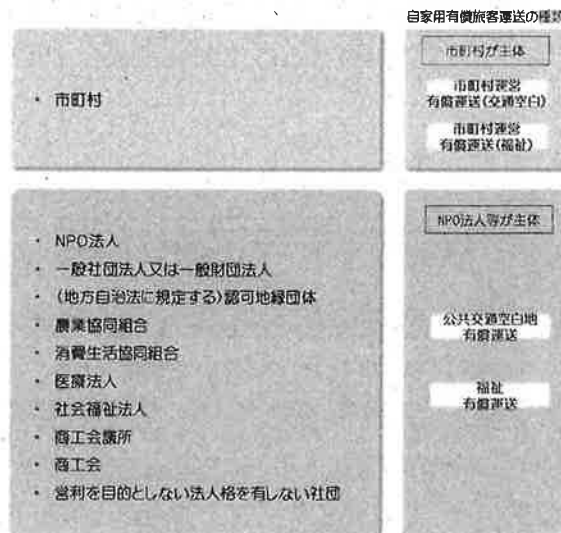
- ・ 市町村
- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ (地方自治法に規定する)認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない団体

交通空白地
有償運送

福祉
有償運送

【参考】自家用有償旅客運送の種類の見直し

- ・ 現在の種類は、R2.11に見直されたものですが、見直し前は以下のような区分となっていました。



3. ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類

- ・地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討しましょう。

地域の移動ニーズ

「バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等」が外出するための移動手段を確保したい

交通空白輸送を行う
自家用有償旅客運送

交通空白地 有償運送

市町村やNPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

地域の移動ニーズ

「単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等」が外出するための移動手段を確保したい

福祉輸送を行う
自家用有償旅客運送

福祉 有償運送

市町村やNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

弘前市における移動困難者の現況について

運営協議会では、移動制約者の方々の状況や、弘前市におけるタクシー事業者等の公共交通機関によるサービスの提供状況などを把握したうえで、当市においてNPO等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うこととされています。

この資料は、協議を行うための基礎資料としてご用意しています。

(令和4年10月31日現在)

【弘前市の人口】

弘前市全人口	164,588 人…a	65歳以上世帯数	40,179 世帯…c
高齢者数(65歳以上)	54,521 人…b	高齢者のみ世帯	27,019 世帯…d
高齢化率(b/a)	33.1 %	高齢者のみ世帯の割合(d/c)	67.2 %

【要介護度別認定者数】

(人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
認定者数	1,185	1,195	2,295	1,890	1,296	1,420	1,078	10,359
介護サービス受給者数①	322	498	2,126	1,901	1,327	1,447	1,091	8,712
施設入所者②※1	0	7	265	398	457	591	430	2,148
在宅介護サービス受給者(①-②)	322	491	1,861	1,503	870	856	661	6,564

※1…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護入居者

【基本チェックリスト該当者】 1,321 人 …うち、介護サービス受給者数 909 人

【障害者手帳保持者数】 10,910 人

(内訳)

○身体障害者(全年齢)

(人)

身体障害者手帳	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
視覚障害	23	54	27	17	138	188	447
聴覚・平衡機能障害	263	2	332	68	133	17	815
音声言語等機能障害	0	0	18	41	1	2	62
肢体不自由…上肢	52	64	85	113	461	467	1,242
肢体不自由…下肢	60	138	708	395	251	197	1,749
肢体不自由…体幹	0	34	5	52	82	75	248
内部障害	0	0	574	406	22	1,256	2,258
計	398	292	1,749	1,092	1,088	2,202	6,821

○知的障害者(全年齢)

愛護手帳	B	A	計
人数	975	615	1,590

○精神障害者(全年齢)

保健福祉手帳	3級	2級	1級	計
人数	304	1,417	481	2,202

64歳以下の身体・知的・精神障害者③	4,780
上記のうち身障施設入所者 ※3 ④	48
上記のうち知障施設入所者 ※3 ⑤	134
64歳以下の身体・知的・精神障害者のうち在宅で生活している人(③-(④+⑤))	4,598

※3…施設入所支援

【弘前市における外出支援施策】

○在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業(令和4年10月31日現在)

在宅の心身障がい者に対し、障害福祉サービスを補うことを主旨として、タクシー利用料金の一部を助成し、生活行動範囲の拡大及び社会参加を促進する。課税状況によって受給資格に制限あり。

利用券交付者数(人)	延べ利用件数(件)	金額(円)	備 考
1,270	4,753	2,851,800	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者:身体障がい児・者 1、2級 (視覚、肢体不自由、内部障がい) ・知的障がい児・者 A ・一人当たり年間12枚 ・乗車1回当たり600円

○移動支援事業(令和4年10月31日現在)

屋外での移動に困難がある障がい者・児について外出のための支援を行う。

支給決定者(人)		移動支援 利用回数(回)
身体	146	1,230
知的	65	385
精神	96	655
難病	1	27
児童	3	0
計	311	2,297

※1人当たりの利用回数: 約2回/月
(小数点以下切り上げ)

【福祉輸送の活動状況】

※令和3年8月1日～令和4年7月31日の実績

	訪問介護事業所	福祉有償運送登録事業所
事業所数	86	13
利用者数(人) A	1,536	300
輸送回数(回) B	63,764	7,558
福祉車両	26,220	5,327
セダン等	37,544	2,231
1人当たり利用回数(回/月) B/A (小数点以下切り上げ)	4	3
車両台数(台)	217	44
福祉車両	84	29
セダン等	133	15
運転者数(人)	247	88
2種	74	4
その他	173	84

【市内タクシー会社の活動状況】

事業所数	7
輸送回数(回) C	983,657
福祉車両	7,621
セダン等	976,036
車両台数(台)	393
福祉車両	9
セダン等	384
運転者数(人) D	469
2種	469
☆(うち介護福祉士)	5
☆(うち訪問介護員)	18
☆(うちケア輸送サービス従業者研修修了者)	96
☆印の資格を持った運転者が移動制約者に対し一般車両で輸送を行える回数(年間)	51,349
1人当たり運転回数(C/D)÷240日 (小数点以下切り上げ)	9

移動制約者の輸送についての需要と供給

この資料における需要と供給は、移動について福祉的な支援を要すると考えられる高齢者及び障がい者が、その支援を行う事業者を利用する回数(需要)と、移動に支援を要する人に支援を行う事業者の輸送可能回数(供給)を数値で具体化したものです。

需要 移動制約者(※1)の年間利用回数(想定)

①	高齢者(要支援1~2、要介護1~5、基本チェックリスト該当者のいずれかであり、介護サービス受給者)のうち在宅で生活している人	7,473	人
②	障がい者(64歳以下の人)のうち在宅で生活している人	4,598	人
③	弘前市内における自家用自動車の保有率(※2)	65.1	%
④	①、②の1か月当たりの平均利用回数(想定)	3	回/月
⑤	利用期間(1年間)	12	か月
	需要量 (①+②)×④×⑤×(100-③)%	151,660	回/年

※1 移動について福祉的な支援を要すると考えられる人

※2 東北運輸局青森運輸支局「青森県内市町村別自動車数調(令和4年3月末)」より、「乗用車(自家用及び軽自動車四輪)」の数を、弘前市の18歳以上の人口(令和4年11月末)で除して得た数

供給 移動制約者に対する年間輸送可能回数(想定)

①	障がい者の移動支援の輸送可能回数(想定)	2,297	回/年
②	訪問介護事業所の輸送可能回数(想定)	63,764	回/年
③	福祉有償運送の輸送可能回数(想定)	7,558	回/年
④	タクシー会社の輸送可能回数(想定)(※3)	58,970	回/年
	供給量 ①+②+③+④	132,589	回/年

※3 タクシー会社の運転者のうち、介護福祉士の資格保持者、訪問介護員の資格保持者、ケア輸送サービス従業者研修修了者の輸送可能回数(想定)

(需要)151,660回 > (供給)132,589回

需要が年間で19,071回上回りました。

※ 推計値のため実態とそぐわない場合があります。

(参考) 年間19,071回をタクシー台数に換算すると1日約8台分となります。

《1日当たり供給(需要)量のタクシー台数換算式》

{年間の供給(需要)量(回) / 240(日)} ÷ 9回(タクシーの1人当たり運転回数)

令和4年度福祉有償運送登録協議団体一覧

更新登録協議団体

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
1	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 岩木 支部	R5.2.22
2	社会福祉法人 抱民舎	社会福祉法人 抱民舎	R5.2.22
3	社会福祉法人 桃仁会	城東ホームヘルプセンター	R5.3.22
4	社会福祉法人 愛成会	弘前静光園 ホームヘルプステーション	R5.3.22
		自由ヶ丘ホームヘルプステーション	R5.3.22
		養護老人ホーム 弘前温清園	R5.3.22
		養護盲老人ホーム 津軽ひかり荘	R5.3.22
5	社会福祉法人 オリーブ会	オリーブヘルプステーション	R5.3.22

登録団体

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
1	特定非営利活動法人 ありんこ	児童デイサービス やよいのあかり	R6.3.24
2	特定非営利活動法人 team.Step by step	児童デイサービス すてっぷ	R6.3.24
3	特定非営利活動法人 銀河	送迎サポートステーション Pegasus	R7.3.2
4	特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会	ひかりの岬居宅介護等事業所	R7.3.13
5	特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり	Plan Do	R7.4.3

福祉有償運送 更新登録団体確認票

No	項目	登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名	(名称) 社会福祉法人弘前市社会福祉協議会 (住所) 青森県弘前市大字宮園二丁目8番地1 (代表者) 会長 山形 正臣	旧代表者 会長 柳田 光祥 新代表者 会長 山形 正臣 ※令和2年5月14日変更届出
	事務所の名称及び住所	(名称) 社会福祉法人弘前市社会福祉協議会 (住所) 青森県弘前市大字宮園二丁目8番地1	
2	運送しようとする旅客の範囲	<input type="checkbox"/> イ 身体障がい者	旧旅客の範囲 イ 身体障害者 ロ 要介護認定者 ハ 要支援認定者 ニ その他（肢体不自由、内部障害、精神障害、その他の障害）
		<input type="checkbox"/> ロ 精神障がい者	
		<input type="checkbox"/> ハ 知的障がい者	
		<input type="checkbox"/> ニ 要介護認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ホ 要支援認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
<input type="checkbox"/> ト その他の障害を有する者			
3	運送の区域	弘前市内（岩木地区）の区域内を発地又は着地とする区域	
4	運送の目的	医療機関等への通院等に関し、一般の交通機関を理由することが困難な在宅の高齢者等に対し、移送用事業（リフト付き車両）を利用した移送サービスを実施	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両 回転シート車1台 トヨタ ノア（弘前510せ130）	旧車両 トヨタ ハイエース（青森300す3544） 新車両 トヨタ ノア（弘前510せ130）※令和2年12月9日車両貸与の覚書締結
		使用権原 弘前市所有	
6	旅客から収受する対価	1. 医療機関への送迎 1回あたり利用料（片道） 自宅から5km未満 150円、自宅から5km～10km未満250円、自宅から10km～15km 360円、自宅から15km以上 410円 2. 弘前市又は弘前市社会福祉協議会が実施、協賛する福祉事業を利用するための送迎 1回あたり利用料（片道） 50円（無料） 健康都市を目指す市の施策を踏まえ、利用者負担増額見直しを岩木総合支所民生課と検討済（令和4年8月29日）	1. 医療機関への送迎 1回あたり利用料（片道） 自宅から5km未満 150円、自宅から5km～10km未満250円、自宅から10km～15km 360円、自宅から15km以上 410円 2. 弘前市又は弘前市社会福祉協議会が実施、協賛する福祉事業を利用するための送迎 1回あたり利用料（片道） 50円（生活保護世帯は無料）
7	複数乗車の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	旧車両 最大乗車人数：7名 新車両 最大乗車人数：7名
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数 3名（うち一種免許 名、二種免許 3名）	
		講習等 上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	運行管理の体制等	(運行管理責任者) 小林 雅也	現整備管理責任者 佐藤 明美 現苦情処理責任者 佐藤 明美
		(整備管理責任者) 軍司 俊之	
		(事故対応責任者) 小林 雅也	
		(苦情処理責任者) 軍司 俊之	
10	損害賠償措置	自動車損害共済加入（対人：無制限、対物：無制限）	自動車損害共済加入（対人：無制限、対物：無制限）
11	法令順守	法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送 更新登録団体確認票

No	項目	登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）	
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名	(名称) 社会福祉法人 抱民舎 (住所) 弘前市大字高屋字安田735番地の3 (代表者) 理事長 成田 春洋		
	事務所の名称及び住所	(名称) 社会福祉法人 抱民舎 (住所) 弘前市大字高屋字安田735番地の3		
2	運送しようとする旅客の範囲	<input type="radio"/> イ 身体障がい者		
		<input type="radio"/> ロ 精神障がい者		
		<input type="radio"/> ハ 知的障がい者		
		<input type="checkbox"/> ニ 要介護認定を受けている者		
		<input type="checkbox"/> ホ 要支援認定を受けている者		
		<input type="checkbox"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者		
		<input type="radio"/> ト その他の障害を有する者		
3	運送の区域	弘前市内を発地又は着地とする区域		
4	運送の目的	移動支援、学校への通学のための送迎		
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両 車いす車4台(うち軽1台)、セダン等3台(うち軽1台)		
		使用権原 法人所有		
6	旅客から収受する対価	【距離制】1kmごとに80円+回送料400円(市外の場合600円) グループ乗合500円(片道)		
7	複数乗車の設定	<input type="checkbox"/> 有 (最大乗車人数: 名) <input checked="" type="checkbox"/> 無		
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数 4名(うち一種免許 4名、二種免許 名)		
		講習等 上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。		
9	運行管理の体制等	(運行管理責任者) 原田 誠士		
		(整備管理責任者) 原田 誠士・三津谷 春生		退職による変更
		(事故対応責任者) 西村 公予子		
		(苦情処理責任者) 三上 淳子		人事異動による変更
10	損害賠償措置	対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入		
11	法令順守	法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ		

福祉有償運送 更新登録団体確認票

No	項目	登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名	(名 称) 社会福祉法人 桃仁会 (住 所) 弘前市大字城東中央4丁目1番地4 (代表者) 理事長 下田 肇	
	事務所の名称及び住所	(名 称) 城東ホームヘルプセンター (住 所) 弘前市大字城東中央4丁目1番地4	
2	運送しようとする旅客の範囲	<input type="checkbox"/> イ 身体障がい者	
		<input type="checkbox"/> ロ 精神障がい者	
		<input type="checkbox"/> ハ 知的障がい者	
		<input type="checkbox"/> ニ 要介護認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ホ 要支援認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
		<input type="checkbox"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域	弘前市を発地または着地とする区域	
4	運送の目的	自宅から病院までの送迎	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両 車いす車1台、回転シート車2台	
		使用権原 法人所有	
6	旅客から収受する対価	移動距離2km未満400円、以降1km増す度に100円	
7	複数乗車の設定	<input type="checkbox"/> 有（最大乗車人数： 名） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数 2名（うち一種免許 名、二種免許 2名）	
		講習等 上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	運行管理の体制等	(運行管理責任者) 船水亜紀子	
		(整備管理責任者) 成田とも子	
		(事故対応責任者) 成田とも子	
		(苦情処理責任者) 工藤幸子	
10	損害賠償措置	対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入	
11	法令順守	法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送 更新登録団体確認票

No	項目	登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名	(名 称) 社会福祉法人 愛成会 (住 所) 青森県弘前市大字豊原一丁目1番地3 (代表者) 理事長 佐々木 哲	
	事務所の名称及び住所	(名 称) 弘前静光園ホームヘルパーステーション (住 所) 青森県弘前市大字豊原一丁目1番地2	
2	運送しようとする旅客の範囲	<input type="checkbox"/> イ 身体障がい者	
		<input type="checkbox"/> ロ 精神障がい者	
		<input type="checkbox"/> ハ 知的障がい者	
		<input type="checkbox"/> ニ 要介護認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ホ 要支援認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
		<input type="checkbox"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域	弘前市内	
4	運送の目的	自宅から医療機関までの送迎	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両 車いす車…3台(軽)、セダン…1台(軽)	
		使用権原 法人所有…4台	
6	旅客から収受する対価	2.0kmまで400円、以降1.0km増すごとに100円	
7	複数乗車の設定	<input type="checkbox"/> 有 (最大乗車人数: 名) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数 3名(うち一種免許 3名、二種免許 0名)	
		講習等 上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	運行管理の体制等	(運行管理責任者) 古川 千可	奈良岡 美保
		(整備管理責任者) 澁谷 信幸	西村 良秋
		(事故対応責任者) 土岐 浩一郎	
		(苦情処理責任者) 土岐 浩一郎	
10	損害賠償措置	対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入	
11	法令順守	法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送 更新登録団体確認票

No	項目		登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名		(名 称) 社会福祉法人 愛成会 (住 所) 青森県弘前市大字豊原一丁目 1 番地 3 (代表者) 理事長 佐々木 哲	
	事務所の名称及び住所		(名 称) 自由ヶ丘ホームヘルパーステーション (住 所) 青森県弘前市大字金属町 5 番地 3 0	
2	運送しようとする旅客の範囲		<input type="radio"/> イ 身体障がい者	
			<input type="radio"/> ロ 精神障がい者	
			<input type="radio"/> ハ 知的障がい者	
			<input type="radio"/> ニ 要介護認定を受けている者	
			ホ 要支援認定を受けている者	
			ヘ 基本チェックリストに該当する者	
			ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域		弘前市内	
4	運送の目的		施設から医療機関までの送迎	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両	車いす車… 3 台 (軽)、回転シート車… 1 台 (軽)	
		使用権原	法人所有… 4 台	
6	旅客から収受する対価		2.0kmまで 400円、以降 1.0km増すごとに 100円	
7	複数乗車の設定		<input type="checkbox"/> 有 (最大乗車人数: 名) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数	34名 (うち一種免許 34名、二種免許 0名)	42名 (うち一種免許 42名、二種免許 0名)
		講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に 2 年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	運行管理の体制等		(運行管理責任者) 鳴海 雄輔、葛西 里実	奥元 優子、葛西 里実
			(整備管理責任者) 今 敏博、工藤 裕孝	今 敏博
			(事故対応責任者) 竹村 亜矢子、下山 宏伸	照田 英明、下山 宏伸
			(苦情処理責任者) 竹村 亜矢子、下山 宏伸	照田 英明、下山 宏伸
10	損害賠償措置		対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入	
11	法令順守		法人における役員の全員が道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送 更新登録団体確認票

No	項目	登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名	(名 称) 社会福祉法人 愛成会 (住 所) 青森県弘前市大字豊原一丁目1番地3 (代表者) 理事長 佐々木 哲	
	事務所の名称及び住所	(名 称) 養護老人ホーム弘前温清園 (住 所) 青森県弘前市大字金属町5番地1	
2	運送しようとする旅客の範囲	<input type="radio"/> イ 身体障がい者	
		<input type="radio"/> ロ 精神障がい者	
		<input type="radio"/> ハ 知的障がい者	
		<input type="radio"/> ニ 要介護認定を受けている者	
		<input type="radio"/> ホ 要支援認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
		<input type="checkbox"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域	弘前市内	
4	運送の目的	施設から医療機関までの送迎	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両 車いす車…4台（うち軽3台）	車いす車…3台（うち軽2台） 法人所有…3台
		使用権原 法人所有…4台	
6	旅客から収受する対価	2.0kmまで400円、以降1.0km増すごとに100円	
7	複数乗車の設定	<input type="checkbox"/> 有（最大乗車人数： 名） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数 12名（うち一種免許 12名、二種免許 0名）	26名（うち一種免許 26名、二種免許 0名）
		講習等 上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	運行管理の体制等	(運行管理責任者) 下山 由香子	齋藤 智賀子
		(整備管理責任者) 中畑 直人	
		(事故対応責任者) 竹村 亜矢子	照田 英明
		(苦情処理責任者) 竹村 亜矢子	照田 英明
10	損害賠償措置	対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入	
11	法令順守	法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送 更新登録団体確認票

No	項目	登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名	(名 称) 社会福祉法人 愛成会 (住 所) 青森県弘前市大字豊原一丁目1番地3 (代表者) 理事長 佐々木 哲	
	事務所の名称及び住所	(名 称) 養護盲老人ホーム津軽ひかり荘 (住 所) 青森県弘前市大字金属町5番地1	
2	運送しようとする旅客の範囲	<input type="radio"/> イ 身体障がい者	
		<input type="radio"/> ロ 精神障がい者	
		<input type="radio"/> ハ 知的障がい者	
		<input type="radio"/> ニ 要介護認定を受けている者	
		<input type="radio"/> ホ 要支援認定を受けている者	
		<input type="radio"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
		<input type="radio"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域	弘前市内	
4	運送の目的	施設から医療機関までの送迎	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両 車いす車…1台(軽)、セダン…2台(うち軽1台)	
		使用権原 法人所有…3台	
6	旅客から収受する対価	2.0kmまで400円、以降1.0km増すごとに100円	
7	複数乗車の設定	<input type="checkbox"/> 有 (最大乗車人数: 名) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数 13名(うち一種免許 13名、二種免許 0名)	16名(うち一種免許 16名、二種免許 0名)
		講習等 上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	運行管理の体制等	(運行管理責任者) 松元 久美子	齊藤 隆一
		(整備管理責任者) 工藤 裕孝	
		(事故対応責任者) 下山 宏伸	
		(苦情処理責任者) 下山 宏伸	
10	損害賠償措置	対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入	
11	法令順守	法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送 更新登録団体確認票

No	項目	登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名	(名 称) 社会福祉法人オリーブ会 (住 所) 青森県弘前市大字鷹匠町16番地1 (代表者) 理事長 石澤 誠	
	事務所の名称及び住所	(名 称) オリーブヘルパーステーション (住 所) 青森県弘前市大字鷹匠町16番地1	
2	運送しようとする旅客の範囲	<input type="checkbox"/> イ 身体障がい者	
		<input type="checkbox"/> ロ 精神障がい者	
		<input type="checkbox"/> ハ 知的障がい者	
		<input type="checkbox"/> ニ 要介護認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ホ 要支援認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
		<input type="checkbox"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域	弘前市を発地又は着地とする区域	
4	運送の目的	自宅から医療機関、公的機関等への送迎	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両 車いす車 3台 (うち軽 1台) 回転シート車 1台 (うち軽 1台)	車いす車 4台 (うち軽 2台) 回転シート車 2台 (うち軽 2台)
		使用権原 法人所有	
6	旅客から収受する対価	【距離制】 4kmまで 350円、以降 1km増すごとに 50円	
7	複数乗車の設定	<input type="checkbox"/> 有 (最大乗車人数: 名) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数 2名 (うち一種免許 1名、二種免許 1名)	
		講習等 上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に 2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	運行管理の体制等	(運行管理責任者) 佐藤 伸彦	齋藤 健一郎
		(整備管理責任者) 佐藤 伸彦	
		(事故対応責任者) 石澤 育子	
		(苦情処理責任者) 石澤 育子	
10	損害賠償措置	全車両とも 対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入	
11	法令順守	法人における役員の全員が道路運送法第 79 条の 4 第 1 項第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

対価について

福祉有償運送の対価については、「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日付け国自旅第144号）において、以下のとおり対価の設定に当たっての考え方が定められております。

旅客から收受しようとする対価は、施行規則第51条の15において、実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内であることなどが求められており、具体的には、次のイ. からホ. に掲げる基準を目安とするものとする。

イ. 運送の対価は、当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1/2の範囲内であること。ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することも可能である。

ロ. 運送の対価以外の対価にあつては、実費の範囲内であること。

ハ. 均一制など定額制による運送の対価において、近距離利用者の負担が過重となるなど、利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないと認められること。

ニ. 運送の対価を距離制又は時間制で定める場合であつて、車庫（事務所の車庫を含む。）を出発した時点からの走行距離を基に対価を算定しようとする場合にあつては、当該同一旅客をタクシーが運送した場合の実車運賃の額に迎車回送料金を加えた合計額と比較して、当該対価が概ね1/2の範囲内であると認められること。ただし、当該対価を適用する場合には、迎車回送料金を併せて徴収してはならない。なお、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える対価を設定することも可能である。

ホ. （福祉有償運送以外の基準のため省略）

【今年度登録更新予定団体の対価について】

No	事業所名	設定対価	対価の考え方			
			イ	ロ	ハ	ニ
1	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 岩木支部	【定額制】 ・5km未満 1回150円 ・5km～10km未満 1回250円 ・10km～15km未満 1回360円 ・15km以上 1回410円 ・市又は社会福祉協議会が実施又は協賛する福祉事業を利用するための送迎 1回50円	○	-	○	-
2	社会福祉法人 抱民舎	【距離制】 ・1kmごとに80円+回送料400円 ・1kmごと80円+回送料600円(市外の場合) ・グループ乗合500円(片道)	○	-	-	-
3	城東ホームヘルプセンター	【距離制】 2km未満400円、以降1km増す度に100円	○	-	-	-
4	弘前静光園ホームヘルプステーション	【距離制】 2kmまで400円、以降1km増すごとに100円	○	-	-	-
5	自由ヶ丘ホームヘルプステーション	【距離制】 2kmまで400円、以降1km増すごとに100円	○	-	-	-
6	養護老人ホーム 弘前温清園	【距離制】 2kmまで400円、以降1km増すごとに100円	○	-	-	-
7	養護盲老人ホーム 津軽ひかり荘	【距離制】 2kmまで400円、以降1km増すごとに100円	○	-	-	-
8	オリーブヘルプステーション	【距離制】 4kmまで350円、以降1km増すごとに50円	○	-	-	-

【参考】各団体の1回あたり平均実車キロ数を走行した場合のタクシー料金と対価の比較

No	法人名	1回あたりの平均実車キロ数 (km)	1回あたりの平均実車キロ数に対する対価 (円) (a)	1回あたりの平均実車キロ数のタクシー料金 (円) (b)	タクシー料金に対する対価の割合 (a) / (b) × 100
1	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 岩木支部	21.8	410	7,019	5.8%
2	社会福祉法人 抱民舎	5.0	800	1,841	43.4%
3	城東ホームヘルプセンター	4.6	600	1,718	34.9%
4	弘前静光園ホームヘルパーステーション	2.2	500	978	51.1%
5	自由ヶ丘ホームヘルパーステーション	2.8	500	1,163	43.0%
6	養護老人ホーム 弘前温清園	2.7	500	1,132	44.2%
7	養護盲老人ホーム 津軽ひかり荘	3.5	600	1,379	43.5%
8	オリーブヘルパーステーション	0.7	350	670	52.2%

※ (a) 及び (b) は概算値です。

タクシー料金換算式 (距離が1.2km以上の場合)

$$670 + (1 \text{ 月の平均実車キロ数} - 1.2) \times 1000 \times 90 / 292$$

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金 (弘前交通圏)

1 距離制運賃

	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	1.2kmまで 840円	209mまで増すごとに 90円
大型車	1.2kmまで 760円	221mまで増すごとに 90円
普通車	1.2kmまで 670円	292mまで増すごとに 90円

2 時間距離併用制運賃

特定大型車	時速10km以下の走行時間について1分15秒ごとに 90円
大型車	時速10km以下の走行時間について1分20秒ごとに 90円
普通車	時速10km以下の走行時間について1分45秒ごとに 90円

3 時間制運賃

	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	30分 4,190円	10分迄1,400円 20分迄2,800円 30分迄4,190円
大型車	30分 3,980円	10分迄1,330円 20分迄2,660円 30分迄3,980円
普通車	30分 2,810円	10分迄 940円 20分迄1,880円 30分迄2,810円